会議の運営の細目について

平成28年4月13日 行政不服審査会決定

東大和市行政不服審査会条例(平成28年条例第13号)第8条の規定に基づき、 東大和市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の会議の運営の細目について、 次のように定める。

1 補佐人について

- (1)審査請求人又は参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)は、法第81条第3項において準用する第75条第2項の規定による補佐人の付添いの許可を求める場合は、その旨を記載した申請書を会長に提出するものとする。
- (2) 会長は、前号の規定による申請があった場合は、審査会の運営に支障がある場合を除いて、補佐人の付添いを許可するものとする。
- (3) 前号の規定により補佐人の付添いの許可をする場合における補佐人の人数は、 審査請求人又は参加人を含めて5人以内とする。ただし、会長が必要と認めたと きは、これと異なる人数を定めることができる。
- (4) 補佐人は、会長が発言を許可した場合を除いて、口頭意見陳述の場において発言することはできない。
- 2 会議及び会議録の公開について
 - (1)審査会の会議の公開又は非公開については、審査請求人等の個人情報の保護及び公正な審査の確保が図られることを基本として、東大和市情報公開条例(平成 15年条例第22号)第30条第1項の規定を適用して決定する。
 - (2)審査会の会議を公開する場合における会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。
 - (3)会議録(会議要録を含む。以下同じ。)及び審査会に提出された資料は、会議 を非公開とした場合を除いて公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にお いて、会長が特に必要があると認めるときは、会議録及び資料の全部又は一部を 公開することができる。